

袖ヶ浦市長 出口清 様

地域生活支援拠点等の整備に関する提言

袖ヶ浦市地域総合支援協議会 会長 関口 幸一

## 1、提言

袖ヶ浦市に、面的整備型によって、地域生活支援拠点等の整備を行うことを提言します。

また整備時期につきましては、基幹相談支援センターの設置と合わせて、平成 32 年度中に整備されることを提言します。

## 2、「地域生活支援拠点等の整備」の必要性和期待される効果

施設処遇中心から地域生活支援中心へと社会福祉施策の方向転換や、著しいスピードで高齢化が進む社会環境の中、障害者等の重度化・高齢化、複合的で困難な課題を抱える方たちへの支援ニーズ、入所施設や病院等からの地域移行など、様々な課題が表面化してきています。

厚生労働省の「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成 29 年 7 月 7 日障発第 0707 第 1 号)では、地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進める為、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものとされています。

具体的には、大きく二つの目的があり、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えること、②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援することとされています。

また、必要な機能等として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの 5 つがあげられています。

整備手法として、この 5 つの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」や、地域において機能を分担して担う「面的整備型」が参考としてあげられていますが、実際に整備する際には、この形にとらわれることなく、地域の実情に応じて整備してよいとされています。

袖ヶ浦市では、袖ヶ浦市障がい福祉計画(第 5 期)の中でも明記されている通り、近隣市と比較して、市内に多様な障害福祉施設や事業所があり、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会が組織され、袖ヶ浦市も参加して連携を図っています。これは、既に連携の基礎が作られていることを示すもので、袖ヶ浦市の強みと言えます。

こうした袖ヶ浦市の地域特性を俯瞰してみると、多数の社会資源や連携を基盤とする面的整備型との親和性が非常に高いと考えられます。

この面的整備型では、社会資源を繋ぐコーディネート機能が重要になってくると思われま。基幹相談支援センターを同時に整備して、そこで地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担うことによって、袖ヶ浦市の強みを生かした有効な整備がされていくのではないかと思います。

### 3、これまでの経緯

地域生活支援拠点等の整備は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の為の機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとされています。

国の基本指針において、地域生活支援拠点等を平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とすることが示されており、袖ヶ浦市障がい福祉計画(第 5 期)でも、地域生活支援拠点等の整備を成果目標として明記されています。

こうした中、袖ヶ浦市の実情に応じた地域生活支援を行っていく為に、袖ヶ浦市地域総合支援協議会で検討を行ってきたところです。